

2026 年 8 月 5 日

環境省自然環境局自然環境計画課
生 物 多 様 性 主 流 化 室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」に対する意見について

2026 年 7 月 21 日付で意見募集が開始された「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
1	22	3. ネイチャーファイナンスの実践に当たって投資家・金融機関等が取り組むべき事項	・投資家・金融機関等による取組を、①金融機関等自身のガバナンスの構築・組み込み、②投融資先へのエンゲージメント、③自然資本への負の影響の低減および正の影響の拡大につながる事業活動を支える投融資の実行、の3点に整理したことは、ネイチャーファイナンスを实践するうえで有用と考える。 ・一方、現行案では、これら3つの取組の相互関係、実施順序および各取組について期待される水準が必ずしも明確ではない。 ・このため、例えば、まず自然関連リスク・機会をガバナンスおよび投融資方針に組み込み、ポートフォリオのスクリーニングを通じて優先対応領域を特定し、その結果を投融資先とのエンゲージメントおよび投融資の実行に反映する、という段階的な実践プロセスを例示いただくことが望ましい。 ・また、これら3つの取組は、金融機関の業態、事業特性、ポートフォリオおよび自然関連課題の重要性に応じ、優先順位を設定して段階的に実施できることを明記いただくことが有用と考える。

#	頁	該当箇所	意見等
2	23	3.(2)①2) TNFD フレームワークに基づく開示	・金融機関が自らの自然関連リスク・機会の分析結果、ポリシーや取組を情報開示し、投融資先企業等にも情報開示を促す方向性に賛同する。 ・他方、金融機関による自然関連分析および開示は、投融資先企業による開示、顧客との対話および第三者データ等に依存しており、地域、拠点およびバリューチェーンに関する情報を十分に取得できない場合がある。 ・このため、金融機関の開示は、合理的に入手可能な情報にもとづき、データの前提、不確実性および限界を明示しながら、自然関連課題の重要性に応じて段階的に対象範囲および精度を高度化するものであることを明記いただきたい。 ・また、投融資先企業に対する開示の働きかけについても、企業の規模、事業特性、自然関連課題の重要性および対応成熟度に応じた段階的な対応を認めることが適切と考える。
3	23	3.(2)② 自然資本を考慮した取組による企業価値向上に向けたエンゲージメント等 (特に 1)、2)、3))	・投融資先とのエンゲージメントを通じて、自然関連リスク・機会の把握および対応を促進し、中長期的な企業価値の向上を支援する方向性に賛同する。 ・他方、「取締役会の監督体制整備」、「自然資本戦略の策定」、「自然関連目標の設定」および「TNFD 準拠の開示」等について、未上場企業や中小企業を含むすべての投融資先に同一の対応水準を求めることは、必ずしも適切ではない場合がある。 ・このため、エンゲージメントは、金融商品・サービスの特性、投融資先の規模、事業特性、自然関連課題の重要性、対応成熟度および金融機関の影響力に応じて実施するものであることを明記いただきたい。特に、銀行のようなお客さまとの距離が近い金融機関ほど、今回提案されたエスカレーションといった手段は取りにくく、「実効性を担保する」という記載も時期尚早と考える。

以 上